

用地補償総合技術業務共通仕様書 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(成果物)</p> <p>第22条 (略) 2~3 (略)</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一~八 (略)</p> <p>九 権利者ごとの公共用地交渉達成状況引継書（様式第9-1号）</p> <p>土 <u>特定個人情報管理状況報告書（様式9-2号）</u></p> <p>十一 その他調査職員が指示したもの</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(その他の業務)</p> <p>第43条 (略) 2 (略)</p> <p>3 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第3項に規定する個人情報（同条第8項に規定する特定個人情報を含む。）に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料を発注者に提出するものとする。</p> <p>4 前号に規定する個人情報に関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制に関する資料は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 <u>個人情報を取り扱う責任者</u></p> <p>二 <u>個人情報を取り扱う業務従事者</u></p> <p>三 <u>個人情報に関する管理体制</u></p> <p>四 <u>個人情報に関する管理状況の検査体制</u></p> <p>五 <u>個人情報が記録された媒体（書面、端末機器、サーバーに内蔵されているものその他個人情報が記録されている全てのものをいう。）の保存期間</u></p> <p>六 <u>個人情報の廃棄又は消去の方法</u></p> <p>七 <u>その他調査職員が指示したもの</u></p>	<p>(成果物)</p> <p>第22条 (略) 2~3 (略)</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一~八 (略)</p> <p>九 権利者ごとの公共用地交渉達成状況引継書（様式第9号）</p> <p>(新設)</p> <p>土 その他調査職員が指示したもの</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(その他の業務)</p> <p>第43条 (略) 2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

